告示

○文部科学省告示第五十七号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の規定に基づき、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（昭和五十六年科学技術庁告示第十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十八日　文部科学大臣　平野　博文

題名中「放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物等」に改める。

第二条の見出し中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改め、同条第一項中「放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性同位元素等」に改め、同条第二項第一号中「放射性同位元素」の下に「（放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む。）」を加える。

第三条第二号中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改める。

○文部科学省告示第五十八号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の規定に基づき、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十八日　文部科学大臣　平野　博文

題名中「放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性同位元素等」に改める。

第二条第一号の表固体の項中「水中への放射性同位元素」の下に「（放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む。以下同じ。）」を加え、同条第二号ハ中「Radioactive」を「RADIOACTIVE」に改める。

第四条第一項ただし書中「しやへい」を「遮蔽」に改め、同条第二項本文中「放射性同位元素等」を「放射性同位元素」に改め、同項ただし書中「しやへい」を「遮蔽」に改める。

別表第二第一欄中「別表第一」を「別表第二」に改め、同表備考中「しやへい」を「遮蔽」に、「別表第一」を「別表第二」に改める。

別記様式第一から別記様式第五まで中、「放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物」を「放射性同位元素等」に改める。

○文部科学省告示第五十九号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の規定に基づき、放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成十二年科学技術庁告示第五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十八日　文部科学大臣　平野　博文

第三条第一項中「放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性同位元素等」に改める。

第四条各号列記以外の部分中「空気中の放射性同位元素」の下に「（放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む。以下この条、次条第四号、第七条、第八条、第十四条第一項及び第三項、第十六条、第十九条、第二十四条、第二十五条、第二十七条、別表第二から別表第四まで並びに別表第七第二欄において同じ。）」を加える。

第七条各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「第十四条の十一第一項第四号イ」の下に「及びロ」を加え、「人が常時立ち入る場所における」を削る。

第十条の見出し中「しやへい」を「遮蔽」に改め、同条第一項中「第十四条の七第一項第三号」の下に「（規則第十四条の八において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第十四条第一項及び第二項中「ロ」を「ハ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（排気設備を設けることを要しない放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素の濃度限度）

第十四条の二　規則第十四条の十一第一項第四号本文に規定する空気中の放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素の濃度限度は、三月間についての平均濃度が第七条に規定する濃度の十分の一とする。

第十六条中「第十五条第一項第十号」の下に「（規則第十五条第三項並びに規則第十九条第一項、第三項及び第四項において準用する場合を含む。）」を、「第十七条第一項第七号」の下に「（規則第十七条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改める。

第二十三条中「放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性同位元素等」に改める。

第二十四条中「第十四条」の下に「、第十四条の二」を加える。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（濃度確認に係る放射能濃度）

第二十七条　規則第二十九条の二に規定する放射能濃度は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射能濃度とする。

一　評価対象放射性同位元素（規則第二十四条第一項第五号ロに規定する評価対象放射性同位元素をいう。以下この号及び次号において同じ。）の種類が一種類の場合　別表第七の第一欄に掲げる濃度確認対象物（規則第二十四条第一項第五号イに規定する濃度確認対象物をいう。次号において同じ。）及び同表の第二欄に掲げる評価対象放射性同位元素の種類に応じて、同表の第三欄に掲げる放射能濃度

二　評価対象放射性同位元素の種類が二種類以上の場合　別表第七の第一欄に掲げる濃度確認対象物に応じて、同表の第二欄に掲げる評価対象放射性同位元素の種類ごとの放射能濃度のそれぞれ同表の第三欄に掲げる放射能濃度に対する割合の和が一となるようなそれらの放射能濃度

別表第六の次に次の表を加える。

別表第七（第二十七条関係）

（濃度確認に係る放射能濃度）

第一欄	第二欄	第三欄
濃度確認対象物	評価対象放射性同位元素の種類	放射能濃度（Bq／g）
一　放射性同位元素によつて汚染された物であつて金属くず、コンクリート破片、すくず又は燃え殻若しくはばいじん	^{3}H	100
	^{14}C	1
	^{18}F	10